

## インフレスライド条項の運用について

県においては、国から公表された平成26年度公共工事設計労務単価について、平成26年2月1日から適用することとしました。

これに併せ、国の通知に基づき宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（以下、インフレスライド（※1）という。）の規定を運用することとしました。

今回運用するインフレスライド条項は、平成26年1月31日以前に契約を締結し、下記1の要件を満たす工事を対象としており、その対象工事の受注者は、インフレスライドによる請負代金額の変更を請求できるものとしております。

つきましては、インフレスライドを請求される受注者におかれましては、速やかに受発注者協議を開始して下さい。

なお、インフレスライドについては、基準日（※2）以降の残工事を明確にするため、基準日における出来形が確認できる書類等（下記2）の整理が必要となりますので、請求される受注者におかれましては、確認資料の準備をお願いします。

また、協議の結果、インフレスライドが適用にならない場合もありますので御了承願います。

### 記

#### 1. インフレスライド適用の要件

- (1) 基準日における残工期が2ヶ月以上ある工事  
(工期延伸の予定がある場合は基準日から予定工期までの期間が2ヶ月以上ある工事)
- (2) 次式を満足するもの  
$$\text{スライド額 (S)} = (P_2 - P_1) - P_1 \times 1 / 100 \geq 0$$

$P_1$  : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額  
 $P_2$  : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

#### 2. 出来高確認資料の例

- ・ 基準日における工事出来高内訳書
- ・ 基準日における出来形写真
- ・ 実施工程表付き工事履行報告書 など

※1 インフレスライドとは、賃金等の急激な変動により請負代金額が著しく不適当となったときに受注者又は発注者の請求により請負代金額の変更を行うもの（宮崎県工事契約約款第25条第6項）

※2 基準日とは、スライド請求日から14日以内において受発注者の合意により定めるスライド額算定の基準となる日

#### 3. お問い合わせ先

|       |       |        |                    |
|-------|-------|--------|--------------------|
| 環境森林部 | 自然環境課 | 技術管理担当 | TEL : 0985-26-7164 |
| 農政水産部 | 農村計画課 | 技術管理担当 | TEL : 0985-26-7165 |
| 県土整備部 | 技術企画課 | 技術基準担当 | TEL : 0985-26-7047 |